

日本の雇用慣行と女性労働の課題

お茶の水女子大学教授
永瀬 伸子

日本の雇用慣行は、女性労働についてどのように変化したのか。本稿は、90年代後半から2000年代を振り返り、男女の平等出産や育児と両立できる仕事の拡大に、どこまで進展があつたのかを評価する。総じて、さまざまな政策が実施されたように見えるが、変化が遅いことを示し、何がネックかを考察する。

一 少子長寿化社会における女性の労働力

少子長寿化社会の進展が見込まれる中で、国力の維持、国民の安心・安全の確保と豊かな社会の維持のために、一人が働く能力を形成する意欲を持ちこれを養うこと、その結果として、十分な

稼得能力を持つこと、次世代を健やかに育てる時間と資源を得られ、子どもも職場、仲間、地域などのコミュニティに個人が属し孤立しないこと、国や地域のセーフティネットの仕組みが人々の暮らしの変化に見合ったものとなつてることなどが重要ではないかと考える。

しかし日本の女性の稼得能力は停滞している。平成19年の総務省「就業構造基本統計調査」第189表を見ると、有配偶女性の43%は無収入であり、199万以下が34%、200~399万が11%、400万以上は7%にとどまる。有配偶男性の就業年収400万以上が過半数であるのに比べて大幅に低い（高齢退職者を除くため、夫70歳未満に限定した）。

稼得能力を持つことから、妻が収入を持たないことのリスクが拡大している。以上のようないくつかの要因を列挙できるにもかかわらず、日本の有配偶女性の稼得収入は男性と比べて著しく低水準のままである。これは先進国が多く見られる男女の就業経験の縮小、賃金差の縮小という傾向と異なる。

長寿化、女性の出産数の減少、離婚の増加を考えれば、より多くの女性が生涯にわたって仕事をして安定した収入を得られること、そしてそのことが子育ての時間や意欲を阻害しないこと、子どもたちの発達や家族の安定に資するものであることが、日本社会の安定的な発展のために必要なことである。

二 女性の雇用状況の最近の推移・低い改善実績

この間、政府は、政策の拡充をしてきた。男女雇用機会均等法の拡充、育児介護休業法の拡充、育児介護休業法による変化をみたものが図1である。92年以降、育児休業法ができ、率の世代による変化をみたものが図2である。

まず第1子が1歳時点での専業主婦比率の世代による変化をみたものが図1である。92年以降、育児休業法ができ、かづくままで、専業主婦比率は減少傾向にある。2000年以後は、2001年と年々拡充されているから、当然に、女性の就業継続は増えているはずである。

しかし図1の守泉氏の集計よりわかるように、出産をはさんだ女性の就業継続率は、世代間を比較しても増えていない。若い世代の方が、妊娠時に仕事を持ついる者が増えている。だから結婚を超えて仕事を持つ女性はやや増加した。しかしこれが、第1子出産後も仕事を持つ女性は3割に満たず、7割が無職である。図には示していないが、第1子出産後に正社員である者が出産者に占める割合は、わずか15%から16%程度にすぎない。

厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」によると、出産した女性労働者に占める育児休業の取得者割合は、平成8年の49.4%から、平成20年の90.6%に上昇したと示している。9割といふ数字を新聞みて、今や誰もが育児休業をとっていると誤解する人が少なくなっている。しかしこれは、企業に在籍していて、

護休業法の拡充である。しかし実効性はきわめて限界されているといわざるを得ない。改めてデータを見よう。

まず第1子が1歳時点での専業主婦比率の世代による変化をみたものが図1である。92年以降、育児休業法ができ、かづくままで、専業主婦比率は減少傾向にある。2000年以後は、2001年と年々拡充されているから、当然に、女性の就業継続は増えているはずである。

しかし図1の守泉氏の集計よりわかるように、出産をはさんだ女性の就業継続率は、世代間を比較しても増えていない。若い世代の方が、妊娠時に仕事を持ついる者が増えている。だから結婚を超えて仕事を持つ女性はやや増加した。しかしこれが、第1子出産後も仕事を持つ女性は3割に満たず、7割が無職である。図には示していないが、第1子出産後に正社員である者が出産者に占める割合は、わずか15%から16%程度にすぎない。

厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」によると、出産した女性労働者に占める育児休業の取得者割合は、平成8年の49.4%から、平成20年の90.6%に上昇したと示している。9割といふ数字を新聞みて、今や誰もが育児休業をとっていると誤解する人が少なくなっている。しかしこれは、企業に在籍していて、

別業禁止に同じ雇用区分である者の占用に限られている（浅倉（2000）に詳しき）。同じ雇用区分の中では男女が差別なく扱われるとして、男性は「総合職」が多く、女性は「一般職」や「契約社員」が多く、女性は「一般職」や「契約社員」で雇われている者が多いとしても、男女で雇われている者が多いとしない。厚生労働省「コース別雇用管理制度の実施・指導等状況」は100社強に対する限り定された全国調査だが、2008年調査時点でのみ、新卒採用した総合職新卒にしめる女性比率は16・9%にとどまる。また会社の総合職にしめる女性割合を見ると6%に過ぎない。間接差別の考え方によつて、一見、女性を差別しているといつとしても、家庭のケアを行つてゐる女性にパートが多く、パートに不利な取り決めが多いとすれば、間接的な女性差別ととらえうる可能性はあるものの、現状では間接差別として厚生労働省の省令で3例（身長・体重、全国転勤・転勤経験を条件につける）が限定挙列されたのにとどまつてゐる。

この間、非正規雇用就業が大きく増加した。かつては、主婦中心の働き方だったパート等の働き方が、1997年、98年の金融危機後の労働市場の変化の中で、未婚若年層にも広がり、それは若年男性にも拡大し女性にとどまらず、若年男性にも拡大し

有期雇用者に補助的業務が移されることで、かつて未婚女性に多い働き方であった一般職的な正社員の仕事密度が上がり、仕事負担は増えた。非正規雇用に関する規制強化としては、パートタイム労働者と一般的な従業員との均衡待遇に関する指針が2003年8月に提出された。これにより、「同じ労働は同じようなく扱う原則」が示された。さらに、パートタイム労働法が2007年に改正され、正社員と同視すべきパート労働者については、「差別禁止」とされた。もつとも、正社員と同視すべきパートとは、「仕事の内容や責任、人事異動の有無や範囲が正社員と同じで、かつ契約期間が実質的に無期契約となっているパート」であり、ここまで限定された要件があつてはまるパートは、現実にはそう多くはない。それ以外のパート労働者の均衡は努力義務である。また、正社員への転換を推進するための措置を講ずることが義務化された。これは評価できる改正点であるが、パートから転換する正社員といふ働き方が、家庭との両立が可能な形ではないのであれば、希望者が出にくく、女性の能力活用には役立たない制度となりかねない。

四 なせ就業継続か
できないのか

図3 男女賃金格差の推移（フルタイム雇用者に限定）

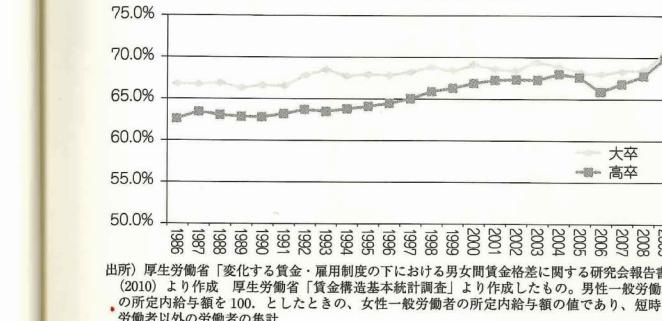
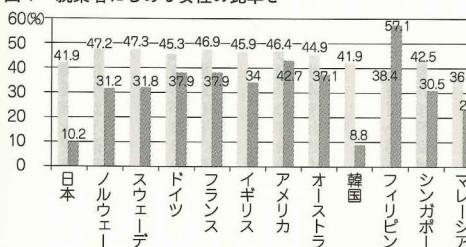


図4 就業者にしめる女性の比率と



出所) 厚生労働省「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書」(2010) より転載、日本は総務省「労働力調査」(平成21年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。管理的職業従事者の定義は国によって異なる。

る。まずは、行われた政策について概観する。
男女雇用機会の平等推進のために、男女雇用機会均等法は1997年、2000年と強化された。募集、採用、配置昇進に関して女性を男性と同等に扱う努力義務が禁止規定となり、2006年改正では、差別の禁止事項が拡大され、「間接差別」という概念が導入された。ただし女性を男性と均等に、という差

三 女性労働にかかわる最近の規制の変化

多くは、パート就業という形で仕事に戻り、お小遣い程度の収入しか得られない。離婚によって、母子世帯として生計を立てなければならない女性も増える中、子どもの貧困の一因となっている。

図3、図4は、厚生労働省における研究会「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告

書」(平成22年4月公表)のデータである。図3は、男女賃金格差の推移である。パート雇用者は除かれている。統計が示すのは、1986年当時、大卒女性の平均賃金は大卒男性の66・8%であり、男女雇用機会均等法の数度の強化を経た2009年に至ってなお、大卒女性の平均賃金は、1986年当時と比べて、3パーセント

ント・ポイントだけ改善されて70・5%になつたにすぎないことがある。

図4は就業者にしめる女性の比率と管理職にしめる女性の比率の国際比較である。日本は就業者の4割が女性であり、この数字はさほど他の国とかわらない。しかし管理職にしめる女性比率は、多くの国で3割から4割であるが、日本は10%と特段に低い。このように低いのは、

